

那覇市会計年度任用職員の募集について
保護管理課 【専門事務Ⅱ】 副主任適正保護推進員

令和08年01月27日

地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用の職に従事する職員を次のとおり募集します。
なお、この募集は、採用に係る予算の確定により効力を有します。

募 集 期 間	令和08年02月02日		から	令和08年02月13日		まで
部 名	福祉部		課 名	保護管理課		
グ ル ー プ 名	生活支援グループ					
職 の 名 称	【専門事務Ⅱ】 副主任適正保護推進員				採用予定人数	1 人
形 態 区 分	パートタイム職員			週の勤務時間	30 時間	00 分
職 務 内 容	(1) 主任適正保護推進員（以下、「主任」という。）の補佐業務及び主任が不在の場合に代行して行う適正保護推進員の統括に関する業務 (2) 不法行為又は不正受給等が行われているのではないかと疑われるケースにかかる情報収集、調査及び告訴・告発等の判断支援に関する業務 (3) 暴力団員からの威嚇行為の抑制、暴力団と疑われる組織の調査に関する業務 (4) 暴力的・威圧的な要保護者に対する対峙及び要保護者に対する必要な調査・指導を行う現業員に対する支援に関する業務 (5) 県警、各警察署及び関係機関との連携に関する業務 (6) 指示された調査事項等に係る報告書及び業務日誌の作成に関する業務 (7) 適正保護推進員に対する指導、助言に関する業務 (8) その他、課長等が指示する業務 変更の範囲 無 ()					
資 格 免 許 等	(1) 大卒後の警察官経験が15年以上の者 (2) 前職において組織の統括業務及び告訴事案の実務経験を有する者 (3) 警察官の職務経験を有し、かつ適正保護推進員の業務又は他自治体等で適正保護業務を3年以上経験した者の中から所属長が認める者					
勤 務 地	那覇市役所本庁舎 那覇市泉崎1-1-1				駐車場の有無	無
任 用 期 間	(開始日) 令和08年04月01日 ~ (終了日) 令和09年03月31日 翌年度以降、同一の職務内容の職が設置された場合の選考による当該職への再度の任用の有無				有	
* 会計年度任用の職は、年度ごとに設置、廃止します。年度を超えた任期とすることはありません。 * 翌年度以降の再度の任用は、当該職員の能力の実証等の要件をふまえて行います。						
更 新 の 上 限	【無】 ※ただし、毎年度の選考による。					
勤 務 日 数	週		5 日			
勤 務 時 間	10時00分		～		17時00分	
休 憩 時 間	12時00分		～		13時00分	
時 間 外 勤 務	有		(月平均		1 時間)	
週 休 日 (休 日)	土曜日・日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年の1月3日 慰霊の日					
休 暇 等	1 年次有給休暇 2 その他休暇等 (1) 有給休暇(私傷病短期、子看護、夏季休暇、忌引、出産休暇ほか) (2) 無給休暇(私傷病長期、生理休暇、介護、育児休業ほか) ※採用の日に、任期及び勤務日数に応じた日数を付与					

那覇市会計年度任用職員の募集について
保護管理課 【専門事務Ⅱ】 副主任適正保護推進員

給与等	基本報酬		月額	212,438	円程度	(月末締め翌月20日支給)	
			* 職歴等により加算される場合があります。				
	通勤手当		常勤職員の例により支給 (月末締め翌月20日支給)				
			* 勤務地までの通勤距離が2 km未満の場合は支給されません。				
	期末手当		有	* 任期が6月以上かつ週15時間30分以上の勤務の職が対象			
	勤勉手当		有	* 任期が6月以上かつ週15時間30分以上の勤務の職が対象			
	退職手当		無				
	その他手当		無				
	勤務時間	勤務時間外(1日7時間45分以内かつ週38時間45分以内で月60時間以内)					0%
	外、休日	勤務時間外(1日7時間45分超又は週38時間45分超で月60時間以内)					25%
等の割増	勤務時間外(1日7時間45分超又は週38時間45分超で月60時間超)					50%	
賃金率	休日勤務	35%	深夜(午後10時から午前5時まで)勤務	25%			
社会保険等	健康保険		有	* 加入には一定の条件があります。			
	厚生年金		有	* 加入には一定の条件があります。			
	雇用保険		有	* 加入には一定の条件があります。			
選考方法	書類選考及び面接 ※応募状況等に応じて書類選考のみで採用の可否を決定する場合があります。						
勤務時間に関する特記事項	シフト勤務あり(シフトの割振りは所属長が定める) 午前5時00分から午後10時までの間で6時間勤務及び1時間の休憩期間						
備考	・ 条件付採用期間あり: 任用後一か月間(1か月の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで) ・ 屋内の受動喫煙対策あり: 禁煙						
	※定員に達した場合など、募集期間内でも募集を終了する場合があります。あらかじめご了承ください。						

【根拠法令等】

- ・ 那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例
- ・ 那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則
- ・ 那覇市職員の任免に関する規則
- ・ 那覇市那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則

那覇市 福祉部 保護管理課 生活支援グループ			
担 当	宮城		
TEL	098-861-5193(内2460)	FAX	098-862-4267